

医師確保計画・外来医療計画（素案）のポイント

1 基本的事項

- 平成30年7月の医療法の改正に伴い、都道府県は医療計画の一部として、医師確保計画（医師の確保に関する事項）及び外来医療計画（外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項）を策定することとなった。
- 計画期間は3年。今計画に限り、現行の医療計画との整合性から4年。

2 医師確保計画

(1) 医師偏在指標

- 新たな医師偏在指標が示され、都道府県及び二次医療圏の順位付けがされた。

| 区分 | 医師偏在指標 | 全国順位 | 設定区域 |
|-------|--------|-------------------|--------|
| 全国 | 239.8 | | |
| 山梨県 | 224.9 | 28位/47都道府県 | 中間県 |
| 中北 | 260.5 | 56位/335医療圏（上位1/3） | 医師多数区域 |
| 峡東 | 163.1 | 217位/335医療圏 | 中間区域 |
| 峡南 | 173.8 | 180位/335医療圏 | 中間区域 |
| 富士・東部 | 194.2 | 118位/335医療圏 | 中間区域 |

(2) 新たな指標への留意事項

- 今回の医師偏在指標は、国が全国一律の計算方法により中北医療圏を医師多数区域、他の医療圏を中間区域と位置づけたが、
 - ① 医師多数と位置付けられた中北医療圏内でも、医師が少ない地域があること
 - ② 中間区域と位置付けられた医療圏であっても、
 - i) 身近な地域に医療機関が少なく、仕方なく他地域で受診している患者が、受診先医療圏の医療需要とされていること
 - ii) 大学病院等から非常勤派遣されている医師は、派遣元の医療圏の医師数としてカウントされていること

に留意することが必要。このため、今後の施策展開にあたっては、これらの状況を踏まえ、地域の医療状況を注視しながら進めていくことが必要。

(3) 今後の施策の展開

- 医師の偏在是正・総数確保のため、これまでの施策に加え新たな施策を実施。
 - ① 地域偏在の是正のための施策
 - ㊦ キャリア形成プログラムに基づく医師派遣
 - ㊦ 県立病院機構による医師派遣の推進
 - ㊦ 専門研修地域連携病院への指導医派遣への支援
 - ・ 専攻医等の連携病院への適切なローテーションの推進
 - ・ 自治医科大学卒業医師の配置調整 など
 - ※ 中北医療圏を2つの地域に分け、中北医療圏内の偏在是正にも取り組む
 - ② 将来の必要医師数の確保のための施策
 - ㊦ 山梨県医師修学資金制度の改正による医師の定着促進
(地域枠入学者に第2種資金の貸与を必須化、専門研修の県内病院必須化、返還時の利息設定等)
 - ・ 地域枠推薦制度の継続（山梨大35名、北里大2名、東京医科大2名）
 - ・ 若手医師の海外留学を支援
 - ・ 研修資金の貸与（外科、産科、麻酔科、総合診療科）
 - ・ 分娩手当、NICU 手当を支給する医療機関に助成 など

(4) 産科・小児科における医師確保

- 産科、小児科は政策医療の観点から先行して両診療科の医師偏在指標を算出し、医師確保を実施。
- 両診療科とも指標は全国上位ではあるが、産科では身近な地域で安全安心に分娩ができる体制を維持するために引き続き産科医の確保が必要なこと、小児科ではセンター化した全国でも先進的な初期救急体制を維持するために継続して小児科医の確保が必要なことから、既存の医師確保対策を継続して実施。

| 区分 | | 産科医師 偏在指標 | 全国順位 | 設定区域 (下位1/3のみ) |
|-----|-------|--------------|-------------|-------------------|
| 全 国 | | 12.8 | | |
| 山梨県 | | 14.0 | 9位/47都道府県 | 該当しない |
| 周産期 | 国 中 | 14.5 | 67位/278医療圏 | 該当しない |
| 医療圏 | 富士・東部 | 12.4 | 101位/278医療圏 | 該当しない |

| 区分 | | 小児科医師 偏在指標 | 全国順位 | 設定区域 (下位1/3のみ) |
|-----|-------|---------------|------------|-------------------|
| 全 国 | | 106.2 | | |
| 山梨県 | | 129.1 | 5位/47都道府県 | 該当しない |
| 小 児 | 国 中 | 131.9 | 37位/307医療圏 | 該当しない |
| 医療圏 | 富士・東部 | 112.8 | 89位/307医療圏 | 該当しない |

3 外来医療計画

- 新たな外来医師偏在指標（診療所医師）が示され、二次医療圏の順位付けがされた。

| 区分 | 外来医師 偏在指標 | 全国順位 | 設定区域 (上位1/3のみ) |
|-------|--------------|------------|-------------------|
| 全 国 | 106.3 | | |
| 中 北 | 108.0 | 94位/335医療圏 | 外来医師多数区域 |
| 峡 東 | 111.0 | 79位/335医療圏 | 外来医師多数区域 |
| 峡 南 | 109.6 | 87位/335医療圏 | 外来医師多数区域 |
| 富士・東部 | 107.8 | 97位/335医療圏 | 外来医師多数区域 |

- 外来医師多数区域では、新規開業者に対し地域で不足する外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、学校医等）への協力を求めることとなる。このため、保健所ごとに設置している地域保健医療推進委員会において協力を求める外来医療機能を協議し設定。

| 区分 | 新規開業者に協力を求める外来医療機能 |
|-------|-----------------------|
| 中北 | 初期救急医療、在宅医療 |
| 峡東 | 初期救急医療、学校医 |
| 峡南 | 初期救急医療、在宅医療、学校医、感染症対策 |
| 富士・東部 | 初期救急医療、在宅医療、学校医、感染症対策 |